

医療の未来が、変わる瞬間を共に



有料職業紹介事業許可番号 14—ユ—301699

【報酬返還義務】

私ども株式会社 DEPOC の紹介により、
企業・医療機関が採用した採用者が、自己都合により企業・医療機関を退職した場合、
または本人の責により企業・医療機関を解雇された場合、
規定により既に株式会社 DEPOC に支払われた報酬について、
株式会社 DEPOC は、以下の基準に従い企業・医療機関に返還するものとする。

ただし、企業・医療機関における当該採用者の労働条件が採用時の雇用契約等における
内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

- ・ 就任後 1 ヶ月未満の退職または解雇の場合：報酬の 100% を返還
- ・ 就任後 3 ヶ月未満の退職または解雇の場合：報酬の 50% を返還

以上